

ダム管理事務所回線に係る電気通信役務仕様

1 適用

本仕様書は、佐賀県が発注する「ダム管理事務所回線に係る電気通信役務」（以下「本役務」という）に適用する。

2 目的

本役務は、佐賀県（以下「県」という。）が、ダム管理事務所で使用しているADSL回線が令和8年（2026年）1月31日に廃止になることを踏まえ、新たに回線を設置するに当たっての仕様を定めるものである。.

3 提供場所

本役務の提供場所は、以下のとおりとする。

ダム管理事務所	：佐賀県武雄市武雄町昭和265
本部ダム管理所	：佐賀県武雄市若木町本部字井口17376-39
矢筈ダム管理所	：佐賀県武雄市西川登町神六字野田28946
狩立・日ノ峯ダム管理所	：佐賀県武雄市山内町宮野22596
伊岐佐ダム管理所	：佐賀県唐津市相知町伊岐佐490-126
竜門ダム管理所	：佐賀県西松浦郡有田町広瀬山甲2285
井手口川ダム管理所	：佐賀県伊万里市大川町東田代66-1

4 電気通信役務の仕様

- (1) 通信速度は別表1に定める通り、上り下り共に100Mbps以上のベストエフォート型サービスもしくは1~10Mbps帯域確保型サービスであること。
- (2) 佐賀県が接続する端末数に制限がないこと。
- (3) データ送受信容量に制限がかかるないこと。

5 電源及び設置場所

事業者が対象拠点に設置する提供設備の電源は佐賀県で準備する。

6 障害対応

- (1) 24時間365日の障害受付・オンサイトによる障害対応を行うこと。
- (2) 障害対応の範囲は事業者のバックボーン回線から佐賀県内に事業者が設置する提供設備までとすること。

- (3) 回線障害時は、速やかに復旧することとし、障害内容及び作業内容を報告すること。

7 サービス提供時期

- (1) 契約締結後、令和8年（2026年）3月31日迄にサービスを開始すること。
- (2) サービスの開始から佐賀県又は事業者から解約の申出があるまで、本役務を継続すること。
- (3) 事業者の約款に最低利用期間の定めがある場合は、当該約款の規定に従うものとする。

8 一般的義務

- (1) 作業の安全対策については、常に作業の安全に留意し、現場管理を十分行い災害防止に努めなければならない。
- (2) 事業者は、本役務において知り得た秘密を、第三者に漏洩してはならない。
- (3) 事業者は、本役務において個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守し、契約締結後速やかに個人情報の管理体制等について「個人情報の管理体制等報告書（様式1）」により報告するものとし、個人情報の管理体制等に変更があった場合は、速やかに「個人情報の管理体制等変更報告書（様式2）」により報告するものとする。
- (4) 事業者は、本役務において情報資産を取り扱う場合は、別記2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 本仕様書に明示されていない事項又は、疑義が生じた場合は、佐賀県と事業者が協議の上、決定するものとし、事業者の方的解釈によってはならない

9 作業

(1) 一般的留意事項

- ア 作業の前に、施工の詳細について佐賀県と十分に打合せを行うものとする。
- イ 作業において、提供設備、既設機器及びその他の設備の取扱いには十分な注意を払うこと。これらに損傷を与えた場合は、すべて事業者の負担において修理及び原型復旧するものとする。
- ウ 事業者は、作業において県及び関係機関の平常業務への支障がないよう最大限の努力を払うこと。
- エ 事業者は、必要に応じて施工予定箇所の調査を行い、各種作業に支障をきたさないようにすること。

なお、調査を行う際は調査予定日の 7 日前までに、日時、場所、目的等を明記した書面を佐賀県に提出し、その承諾を受けること。ただし、急を要する場合は事前に佐賀県の承諾を受けた場合に限り、書面を省略することができる。

(2) 指示及び協議

本役務の提供のための作業にあたっては、事業者は対外折衝、技術及び施行の詳細な管理を行い、作業の円滑な遂行を図るとともに、その工法、工程についてあらかじめ計画書を作成し、佐賀県と十分な打合せを行うものとする。

(3) 作業実施時期

ア　原則として、月・曜日から金曜日までの 9 時から 17 時までの間に施行すること。

ただし、各施設内の業務に支障を与える場合は、夜間、土曜日、日曜日及び祝祭日を利用して施行すること。

イ　夜間、夜間、土曜日、日曜日及び祝祭日を利用して施行する場合は、佐賀県と協議のうえ、その指示に従うこと。

別表1 対象施設等一覧

拠点名	所在地	回線種別	通信速度
ダム管理事務所	佐賀県武雄市武雄町昭和 265	IP-VPN もしくは 広域イーサネット	100Mbps 以上ベストエフ オート もしくは 10Mbps 帯域確保
本部ダム管理所	佐賀県武雄市若木町本部字 井口 17376-39	IP-VPN もしくは 広域イーサネット	100Mbps 以上ベストエフ オート もしくは 1Mbps 帯域確保
矢筈ダム管理所	佐賀県武雄市西川登町神六 字野田 28946	IP-VPN もしくは 広域イーサネット	100Mbps 以上ベストエフ オート もしくは 1Mbps 帯域確保
狩立・日ノ峯ダム管 理所	佐賀県武雄市山内町宮野 22596	IP-VPN もしくは 広域イーサネット	100Mbps 以上ベストエフ オート もしくは 1Mbps 帯域確保
伊岐佐ダム管理所	佐賀県唐津市相知町伊岐佐 490-126	IP-VPN もしくは 広域イーサネット	100Mbps 以上ベストエフ オート もしくは 1Mbps 帯域確保
竜門ダム管理所	佐賀県西松浦郡有田町広瀬 山甲 2285	IP-VPN もしくは 広域イーサネット	100Mbps 以上ベストエフ オート もしくは 1Mbps 帯域確保
井手口川ダム管理所	佐賀県伊万里市大川町東田 代 66-1	IP-VPN もしくは 広域イーサネット	100Mbps 以上ベストエフ オート もしくは 1Mbps 帯域確保

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項で定めるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の収集)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

(事務取扱担当者の明確化)

第6 乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名（●●課、●●係等）、事務名（●●事務担当者）等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の外への持出の禁止)

第8 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個

人情報が記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

（再委託の禁止）

第9 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。
- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還等）

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

- 2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

（事務従事者への周知及び指導監督）

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。

- (1) 在職中及び退職後においても当該事務に関する知識を得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと
 - (2) 前号に違反した場合は法の罰則規定に基づき処罰される場合があること
 - (3) その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関する必要な事項
- 2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

（報告及び検査）

第12 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、隨時実地に検査することができる。

(事故発生時の対応)

第13 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(注)

- 1 「甲」は委託者を、「乙」は受託者をいう。
- 2 委託の事務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

様式 1

個人情報の管理体制等報告書

年 月 日

委 託 者 名 様

受託者名 住所又は所在地
氏名又は商号
代表者氏名

○○委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職)	(氏名)
作業責任者	(所属・役職)	(氏名)

2 事務取扱担当者に関する事項

部署名	
事務名 (事務担当者)	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盜難、紛失等の事故防止措置等	(具体的に記入すること)

様式 2

個人情報の管理体制等変更報告書

年 月 日

委 託 者 名 様

受託者名 住所又は所在地
氏名又は商号
代表者氏名

○○委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり変更しましたので報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職)	(氏名)
作業責任者	(所属・役職)	(氏名)

2 事務取扱担当者に関する事項

部署名	
事務名 (事務担当者)	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盜難、紛失等の事故防止措置等	(具体的に記入すること)

別記2（情報セキュリティ対策）

情報セキュリティ対策特記事項

（基本的事項）

第1 受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）の情報資産（ネットワーク及び情報システム、並びにネットワーク及び情報システムの開発、運用及び取扱いに関する情報（以下「情報」という。）であって、電磁的記録及び紙等の有体物に出力された情報をいう。以下同じ。）の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、佐賀県情報セキュリティ基本方針及び佐賀県情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）、並びに佐賀県情報セキュリティ実施手順を遵守し、適正な情報セキュリティ対策を実施しなければならない。

2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報管理に関する責任者及び担当者を置かなければならない。

（守秘義務）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た情報（以下「業務上知り得た情報」という。）を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（目的外利用・提供の禁止）

第3 乙は、業務上知り得た情報及びこの契約による業務を処理するために甲から提供された情報（以下「提供情報」という。）を当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第4 乙は、業務上知り得た情報及び提供情報について、漏えい、滅失又はき損の防止、その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合のほか、乙は、データバックアップのための外部施設等への搬送時においても、盜難及び不正コピー等の防止措置を厳重に実施しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第5 乙は、甲の承諾があるときを除き、提供情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第6 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等は、この契約の

終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告義務)

第7 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(報告、監査及び検査)

第8 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を徴し、監査又は検査を実施することができる。

(業務従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことなど、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知し、また継続的に教育するものとする。

(業務の再委託)

第10 乙は、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときを除き、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の場合、乙は、委託の範囲における情報セキュリティ対策について、乙から委託を受ける者自身に実施義務があることを明示した書面を作成し、乙から委託を受ける者との連名で事前に甲に届け出なければならない。

(指示)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。